

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金募集要項



令和3年10月

宇佐市役所 総務部 総合政策課

第1 趣旨

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的環境の変化により影響を受けた事業者の支援及び地域経済の活性化を目的に実施される消費喚起活動を支援することを目的に、その活動に要する経費を補助するものです。

第2 応募資格

応募の資格を有するのは、次の各号に掲げる基準をすべて満たす団体となります。

- (1) 市内に本拠があり、市内の事業者が加盟していること
- (2) 主たる構成員が同業種の事業者であること
- (3) 構成員の共助を目的としていること
- (4) 法人格又は規約を有していること
- (5) 1年以上の活動実績があること
- (6) 法令等を遵守していること
- (7) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと
- (8) 市税の滞納がないこと
- (9) 暴力団又は暴力団の関与が認められる団体及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が構成員となっている団体でないこと

例) 商工会議所、商工会、商店街組合、事業者組合 等々

※地域コミュニティ協議会や自治会は補助の対象にはなりません

第3 補助対象事業

補助対象団体（第2の応募資格を有する団体）が市内で行う地域経済の活性化を目的に実施される消費喚起活動事業であって、次の全てに該当する場合は補助対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の主旨に合った事業者支援につながる内容であること
※同交付金は事業者を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業又は交付金を財源として事業者が本来負担すべき費用等を減免する事業が該当するものとしており、地域振興券の配布やプレミアム商品券を販売する事業は補助金対象外となります
- (2) 市民が広く参加でき、親しみやすい企画内容であること
- (3) 市及び地元自治区並びに関連事業者の承諾を得て実施される事業であること
- (4) 主催者に事業を適正に実施する能力があると十分に認められること
- (5) 特定の政党、宗教または政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義または主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと
- (6) 公序良俗に反するものでないこと
- (7) 収支計画に妥当性があること
- (8) 参加者及び出展者等に負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること

- (9) 新型コロナウイルス感染症対策に関する国、県及び市の通知並びに対策などのガイドラインを遵守して企画されるものであり、公衆衛生及び危険防止等の安全対策が十分に講じられていること
- (10) 令和4年3月27日までに実施される事業であること。
※国・地方公共団体及びその関連団体の財政的支援を受ける（予定を含む）事業の場合は事前にご相談ください。

第4 補助金額及び補助対象となる経費

(1) 1団体あたりの補助金額

補助金額（最大100万円）＝（補助対象事業に要した経費）－（補助対象外経費）
－（その事業を行うことによって得られる収入）

(2) 補助対象となる経費

補助対象経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費とします。

(3) 補助対象とならない経費

- ①団体の構成人に対する人件費、謝礼、飲食に係る経費
- ②団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費など）
- ③資産形成に係る経費。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入経費等は除く
- ④事業（イベント、キャンペーン等）における賞品や景品等の購入に係る経費のうち、補助金額の3割を超えるもの
- ⑤現金及び金券に係る経費
- ⑥その他市長が不相当と判断する経費

第5 補助対象事業を行う期間

補助対象事業を行う期間は、補助金の交付決定後に開始し、令和4年3月27日までに完了してください。

第6 補助対象事業の募集期限

第1期の募集期限は令和3年11月10日（水）までとします。
以降は予算の範囲内で随時受付します。
なお、1団体が行う申請は、2回までとします。

第7 提出書類

以下の書類を総合政策課まで提出してください。

(1) 必ず必要なもの

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 定款の写し、又はその他団体の設立が確認できる書類等
- ③ 団体構成員名簿
- ④ 事業計画書（様式第2号）
- ⑤ 収支予算書（様式第2号の2）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

※①③④⑤は、総合政策課（窓口）で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 内容によって必要となるもの

- ① 1年以上の活動実績等が確認できる書類
- ② 市税の滞納のないことの証明書
- ③ 見積書の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

第8 審査手続き

(1) 第一次審査・・・書類による審査、又は事務局ヒアリング

(2) 第二次審査・・・プレゼンテーションによる審査

（下記第9の（2）の審査基準に基づき、審査会にて審査）

第9 プレゼンテーションについて

第一次審査を通過した団体は、第二次審査として審査委員会でプレゼンテーションによる審査を行い、また、必要に応じてヒアリングを実施し、その審査結果に基づき補助金の交付を決定します。

このヒアリングは、令和3年11月に16日に開催する予定ですが、時間、場所、等は、後日連絡します。申請者は必ずご参加ください。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

日時：令和3年11月16日（予定）

方法：各団体15分程度の時間を予定しています。

（プレゼンテーション5分、ヒアリング10分）

(2) 審査基準

- ① 事業内容が本補助金の対象として適正であるか
- ② 企画内容に創意工夫があるか
- ③ 事業費が適正であるか
- ④ 確実に事業実施が可能な計画であるか
- ⑤ 事業効果（事業者支援及び消費喚起効果）が見込めるか

(3) その他

プレゼンテーションは、申請書や事業計画書での説明のほか、独自に作成した資料を用いた説明でも構いません（創作物、パソコン等使用可）。簡潔にまとめた事業内容を委員に直接説明していただきます。

なお、スクリーン、プロジェクターは主催者が準備します。利用を希望する申請団体は事前に申し込みをしてください。

第10 決定通知

1 1月下旬頃、「補助金交付（不交付）決定通知」を送付します。

第11 補助金決定後の事業内容の変更

補助金の交付決定後に申請者が事業内容を変更する場合は、軽微な変更を除き、補助金変更交付申請書（様式第3号の2）及び必要書類を提出して承認を得てください。

第12 補助の辞退

補助金の交付決定後に補助事業を中止又は廃止する等、補助金申請を取り下げる場合は、すみやかに宇佐市総合政策課まで連絡してください。

第13 事業実績の報告

補助事業が完了したときは、規程により事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和4年3月31日までのいずれか早い時期までに、次の書類を提出してください。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書（様式第5号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付決定通知書の写し

第14 補助事業の経理

補助事業に関わる帳簿・収支に係る書類・領収書等は、他の事業とは区別して、事業実施年度の翌年度から5年間（令和8年度末）まで大切に保管しておいてください。

第15 補助金の交付

市は、補助事業の実績報告により補助金額を確定し、補助金交付請求書（様式第8号）が提出されたのち、補助金を交付します。

ただし、事業内容に応じて補助金の概算払いを受けることもできますのでお問い合わせください。その場合、事業終了後に補助金精算書（様式第7号）の提出が必要となります。

第16 補助金交付の取消し、補助金額の返還

次のような場合は規定により、補助金交付決定を取り消し、又は補助金の額を減額し、すでに交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 事業の施行方法や施工時期が不相当と認めるとき
- (2) 支出額が予算額に比較して減少したとき
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく指示に従わないとき
- (5) その他、要綱に違反したと認められるとき

※新型コロナウイルス感染症の状況によりイベント等の開催が不相当と判断した場合は、要綱第11条の規定に基づき補助金交付を取り消す場合があります。

第17 その他

ポスター、チラシ等には、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金と明記すること。